平成２２年（フ）第２５号
愛媛県宇和島市三間町宮野下320番地１
債務者　西岡　大富
１　決定年月日時　平成22年４月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１３８号
大分市寺崎町１丁目９番６号　セゾン・セイ403
債務者　藤澤　高志
１　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１９８号
大分市大字津守982番地
債務者　佐藤　和代
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２０１号
大分市恵比寿町14番32号　レオパレスゆきの201
債務者　宮崎　真衣（旧姓郷原）
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６１号
宮崎県延岡市萩町133番地
債務者　澤邉　裕美（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第７１号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野435番地
債務者　山本　文子
１　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第７２号
宮崎県東臼杵郡門川町平城東４番１号　町営住宅15棟１号
債務者　姫野　幾満
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第７６号
宮崎県日向市大字財光寺3405番地14
債務者　時任　佑季（旧姓河野）
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１８号
鹿児島県鹿屋市笠之原町1465番地　ＫＴマンション106号、旧住所鹿児島県鹿屋市田崎町2266番地15
債務者　黒岩　剛史
１　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
鹿児島県鹿屋市串良町細山田4880番地３
債務者　福山亜矢子（旧姓神田）
１　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
鹿児島県志布志市志布志町内之倉7183番地
債務者　久見　健一
１　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
鹿児島県鹿屋市白水町273番地
債務者　柿木　和伸
１　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
兵庫県宝塚市高司５丁目７番24号、前住所兵庫県西宮市門戸西町10番97―205号
債務者　笠本佳代子
１　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１０９号
兵庫県川西市平野１丁目16番13号304、前住所兵庫県川辺郡猪名川町松尾台３丁目４番地61
債務者　西郷　真理
１　決定年月日時　平成22年４月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１１９号
兵庫県宝塚市安倉西２丁目７番３―106号
債務者　前田　照美
１　決定年月日時　平成22年４月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１３６号
兵庫県川辺郡猪名川町紫合字八幡傍359番地の１
債務者　岩本　八朗
１　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１０号
高知県四万十市右山351番地３　西南マンション７号室
債務者　濵村美奈子
１　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
高知地方裁判所中村支部